

令和8年1月16日

身体障害者相談員研修会

『個人情報保護』

多久島岩崎法律事務所

弁護士 岩崎雄大

個人情報保護の重要性

- コンプライアンス
 - 『個人情報保護法』の遵守
- 相手との信頼関係の構築・維持
- 社会的信用の維持

個人情報とは？

- ① 生きている個人の情報
- ② 特定の個人が識別できる情報
または
- ③ 他の情報と合わせることで容易に個人が識別できる情報
- ※ マイナンバー・パスポート番号・顔認証・指紋等も含む

自己情報コントロール権

個人が自分に関する情報を自らコントロールできる権利

- ※ 憲法13条の幸福追求権から派生
- ※ プライバシー権とともに認められる

＝ 自分の個人情報の使い道を自分が決める（選ぶ）権利

個人情報取扱事業者とは？

「個人情報データベース等を事業の用に供している者」

→ 個人情報を検索できるように体系的に構成したもの

- ※ 個人も対象
- ※ 営利・非営利を問わない
- ※ 法人格を持たない団体も含まれる

相談を受ける側が扱う個人情報（例）

- 相談予約票
- 相手に書いてもらった相談シート
- 相手とのメールのやりとり
- 自分が書いた相談記録
- 自分が書いた報告書

要配慮個人情報

- 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実

+

- 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして「政令」で定める記述等が含まれる個人情報

政令の内容（まとめ）

- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）
その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の
障害があること
- 医師や医療従事者により行われた健康診断等の検査結果
- 健康診断等の結果に基づき医師や医療従事者により心身の状態改善の
ための指導等が行われたこと

要配慮個人情報の取得のルール

- あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない

相談シートに記入してもらう場合は・・・？

利用目的

<ケース1>

相談員のAさんは、相談に来たBさんに、住所・氏名・メールアドレス等を相談シートに書いてもらった。

ある時、Aさんは、素晴らしい講演会があることを知り、その情報をBさんに伝えたいと思って、相談シートに書いてあるメールアドレス宛に案内メールを送った。

利用目的に関するルール①

- 相手から直接、書面に記載された個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、個人情報の利用目的を明示しなければならない
- 利用目的はできるだけ特定しなければならない

利用目的に関するルール②

- あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない

<ケース1>の場合は・・・？

第三者提供

<ケース2>

相談員のAさんは、Bさんの相談にのった後、相談内容の解決のためには、友人でカウンセラーのCさんの助けが必要と考え、Bさんの情報をCさんに伝えて、Cさんから貴重なアドバイスを受けた。

第三者提供に関するルール

- あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない

→ 「後で同意をもらいます」はダメ

<ケース2>の場合は・・・？

こんな場合は？

<ケース3>

相談員のAさんは、昨日相談を受けたBさんの父親という男性から、Bさんが自傷他害をほのめかしており、どんな相談をしたのか警察等に提供する必要があるため、相談内容を教えてほしい、との連絡を受けた。

同意が不要となる例外的なケース

例外的に、本人の同意なく第三者に個人情報を提供できる場合がある

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき 等

個人情報管理

- 個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努めなければならない
- 個人データの漏えい、滅失等を防ぐため、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない
 - 個人情報保護ガイドライン

漏洩した場合

- 要配慮個人情報や、不正利用により財産的被害が生じるおそれがある個人データ等の漏洩が発生したおそれがある場合、『個人情報保護委員会への報告』と『本人への通知』が必要
- 本人への損害賠償責任

基本的な注意点

- 個人情報を含む資料を机のうえに放置しない
- データを持ち出さない
- パソコンやUSBメモリーに「パスワード」を設定する
- ウイルス対策ソフトをインストールし、更新する
- メールで資料を送るときには「パスワード」を設定する
- CCに注意！
- 怪しいメールは開かず、怪しくなさそうなメールにも注意する
- 安易に無料Wi-Fiに接続しない

関連して・・・

<ケース4>

相談員のAさんは、相談を通して仲良くなったBさんと一緒に写真を撮り、その写真をAさん個人のフェイスブックにアップした。

肖像権やプライバシーに注意

- 承諾なく自分自身を撮影されたり、撮影した写真を公表されない権利
 - 相手の承諾なく写真を撮ったり、撮った写真をSNSにアップした場合、肖像権侵害となる
- 個人が特定できる写真＝個人情報
- プライバシー侵害
- 守秘義務違反

まとめ

- ① 個人情報保護の基本は『本人の同意』
- ② 例外的に、その人の命を守るために『本人の同意』が不要な場合がある
- ③ 要配慮個人情報を扱う場合はより慎重に・・・

～ご清聴ありがとうございました～